

青森県・青森市連携融資制度

青森市では、青森県が実施する特別保証融資制度の利用者を対象に信用保証料の補助を行います。

◆創業される方

対象となる融資制度	青森県「青森新時代」への架け橋資金 【中小企業者として創業する（創業後5年未満の中小企業者を含む）事業】 ※市内事業所の事業資金が対象
補助対象者	市内で中小企業者として新たに事業を開始しようとする方または事業を開始して5年に満たない中小企業者で、融資額1000万円以内かつ融資期間10年以内（うち据置期間2年以内）で融資を受けた方 ※スタートアップ創出枠の場合は、据置期間1年以内
補助内容	信用保証料の全額を県・市が補助（県が30%、市が70%）

◆事業を承継するために資金を必要としている方

対象となる融資制度	青森県「青森新時代」への架け橋資金 【事業承継枠①～⑤】
補助対象者	存続見通しが見えない事業者から事業資産の譲渡等により事業基盤の全部または一部を承継する等のために資金を要する中小企業者で、融資額2000万円以内かつ融資期間10年以内（うち据置期間2年以内※）で融資を受けた方 ※③～⑤は据置期間1年以内
補助内容	【事業承継枠①～③】信用保証料の全額を市が補助 【事業承継枠④、⑤】信用保証料の全額を県・市が補助（県が30%、市が70%）

◆一般的な事業資金を必要としている方

対象となる融資制度	青森県事業活動応援資金 【事業活動枠】
補助対象者	融資額2000万円以内かつ融資期間10年以内（うち据置期間2年以内）で融資を受けた方 ※市が信用保証料の補給を行った既存借入金の返済資金を含む融資は除く
補助内容	信用保証料の30%を市が補助

◆売上高の減少などにより経営の安定に支障を生じている方

対象となる融資制度	青森県経営安定化サポート資金 【経営安定枠①～④】
補助対象者	最近3か月間の売上高等が過去3か年のいずれかの年の同時期と比較して10%以上減少しているなどの理由により経営の安定に支障を生じている中小企業者で、融資額2000万円以内で融資を受けた方
補助内容	信用保証料の全額を市が補助

◆陸奥湾ホタテガイ高水温被害により経営の安定に支障を生じている方

対象となる融資制度	青森県経営安定化サポート資金 【災害枠②】
補助対象者	陸奥湾ホタテガイ高水温被害により事業活動に影響を受けており、次のいずれかに該当する方 ア ホタテを取扱う水産加工業、卸、小売、飲食店、運送業（以下「ホタテ関連事業者」という） イ ホタテ関連事業者又はホタテ生産者に対する取引依存度が10%以上である方
補助内容	信用保証料の全額を市が補助

【補足事項】

※ 各制度に共通して次の要件があります。

- 市内に住所を有する個人または市内に法人登記をした事業者であること
- 市税に未納の額がないこと

※ 保証人を提供しない場合の保証料上乘せ分については、保証料補給の対象外です。

※ 予算の範囲内での交付となるため、年度途中で取扱いできなくなる場合があります。

※ 融資制度によっては太陽光発電設備の導入に係る事業は対象外となります。

◆連携融資制度に関するQ&A

【融資額、融資期間が補助対象の範囲を超える場合】

Q 1. 【創業される方】について、融資額が1000万円を超える場合または融資期間が10年を超える場合でも、青森市から信用保証料の補助を受けることができますか？

A 1. 補助対象となる融資は「融資額1000万円以内かつ融資期間10年以内（うち据置期間2年以内）」に限られます。

ただし、例えば、融資額1500万円（融資期間10年）を希望する場合、補助対象となる1000万円の融資と補助対象外の500万円の融資を2口に分けることで、当該1000万円の融資について信用保証料の補助を受けることは可能です。

他の連携融資制度も同様に、青森市から信用保証料の補助対象となる融資は、

【売上高の減少などにより経営の安定に支障を生じている方】

・・・融資額2000万円以内

【一般的な事業資金を必要としている方】

・・・融資額2000万円以内かつ融資期間10年以内（うち据置期間2年以内）

【事業を承継するために資金を必要としている方】

・・・融資額2000万円以内かつ融資期間10年以内（うち据置期間2年以内）

に限られます。

【市外の事業所の事業資金】

Q 2. 青森市内に本社又は主たる事業所（個人の場合は住所）がありますが、市外の事業所の事業資金に対する融資について、信用保証料の補助を受けることができますか？

A 2. 青森市内に法人登記をしている（個人の場合は住所がある）方の、信用保証料の補助対象となる融資は、【創業される方】の場合は、市内の事業所の事業資金に限られます。市外の事業所に係る資金は対象になりません。

なお、その他の連携融資制度をご活用される場合、市外の事業所に係る事業資金も対象となります。

【連携融資制度の利用手続き】

Q 3. 連携融資制度を利用するための手続きを教えてください。

A 3. 青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（※）の融資担当窓口へお申し込みください。

なお、お申し込みの際には、青森県特別保証融資制度の申込書類に加え、信用保証料の補助対象者であることを確認できる書類（市税の納付が確認できる書類や法人の登記事項証明書など）を併せてご提出ください。

（※）青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（順不同）

青森銀行、みちのく銀行、岩手銀行、東北銀行、七十七銀行、秋田銀行、北日本銀行、みずほ銀行、青い森信用金庫、東奥信用金庫、青森県信用組合、あすか信用組合、商工組合中央金庫、東日本信用漁業協同組合連合会

お問い合わせ先

- | | | |
|--------------------|-------------|----------------|
| ○青森県特別保証融資制度に関すること | 青森県商工政策課 | 電話017-734-9368 |
| ○信用保証料補助に関すること | 青森市新ビジネス支援課 | 電話017-734-2379 |